

介護・訓練等給付費の算定に関する届出書
(令和6年4月～)

●必須 ○加算の届出を行う場合のみ

別紙	サービス種別	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	共同生活援助	生活介護	短期入所	施設入所支援	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	備考
付表17	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	
1	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	
37	就労移行支援に係る基本報酬算定区分※注1※注2	●											
別添	就労定着者の状況	●											
38	就労継続支援A型に係る基本報酬算定区分※注3※注4		●										
別添1	就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)		●										
別添2	就労継続支援A型事業所におけるスコア表(実績)		●										
別添3	地域連携活動実施状況報告書 (「(V)地域連携活動」を算定している場合のみ)		●										
別添4	利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書 (「(VII)利用者の知識・能力向上」を算定している場合のみ)		●										
40	就労継続支援B型に係る基本報酬算定区分※注3 ※注5			●									
別添	ピアサポーター等の配置に関する届出書※注6			○									
41	就労定着支援に係る基本報酬算定区分※注2				●								
別添1	就労継続者の状況				●								
42	就労定着実績体制加算				○								
3-1	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) ※注7	○	○	○		○	○		○	○	○	○	
3-2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) ※注7	○	○	○		○	○		○	○	○	○	
4-2	重度障害者支援加算(Ⅱ)(Ⅲ)(施設入所、生活介護) ※注7						○		○				改定前から算定している 場合も届出必須
6	就労移行支援加算 ※注2		○	○			○						
7	食事提供体制加算	○	○	○			○	○		○	○	○	
9	重度障害者支援加算(介護サービス包括型共同生活援助)					○							
11	夜間支援体制加算Ⅰ・Ⅱ ※注7※注8					○			○				
16-1	人員配置体制加算(生活介護、療養介護) ※注7						○						
16-2	人員配置体制加算(共同生活援助) ※注7					○							
22	夜間支援体制加算(宿泊型自立訓練) ※注7※注8											○	
24	目標工賃達成指導員加算 ※注7			○									改定前から算定している 場合も届出必須
25	目標工賃達成加算			○									
26	延長支援加算						○						改定前から算定している 場合も届出必須
30	常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算 ※注7					○	○	○			○	○	改定前から算定している 場合も届出必須
34	重度障害者支援加算(短期入所)							○					
55-1	ピアサポート実施加算(自立訓練・就労継続支援B型) ※注7			○						○	○		
55-2	ピアサポート実施加算(共同生活援助) ※注7					○							
55-3	退居後ピアサポート実施加算					○							
56	個別計画訓練支援加算										○		
57	高次脳機能障害者支援体制加算 ※注7	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
58	自立生活支援加算(Ⅲ) ※注7					○							
59	障害者支援施設等感染対策向上加算					○			○				
60	地域移行支援体制加算								○				
61	通院支援加算								○				
62	入浴支援加算						○						

注1：新規指定を受けてから2年間は原則提出不要ですが、指定を受けた日から2年目において前年度又は指定を受けた日から1年間の就労定着者の割合に応じて提出することもできます。提出する場合はご相談ください。

注2：在職証明書等を添付してください。

注3：令和5年5月1日以降に指定を受けた事業所については提出不要です。

注4：90日を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しているものがある場合は、短時間労働となってしまった事由を別紙に記載して提出してください。

注5：就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)を算定する場合は、直近に福岡県へ提出した工賃向上計画の写しを添付してください。

注6：就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)・(Ⅴ)・(Ⅵ)を算定しており、ピアサポート実施加算を算定する場合は提出してください。

注7：勤務形態一覧を添付してください。

注8：指定を受けてから6ヵ月経過していない場合は提出の必要はありません。令和5年5月1日以降に指定を受けた事業所においては、指定を受けた日から6ヵ月以上1年未満の間は直近の6ヵ月間における平均利用者数を、指定を受けた日から1年以上経過した場合は直近12ヵ月間における利用者数を算出し、毎月届出を行う必要があります。